	2　一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャネル間隔が一〇MHz、一五MHz又は二〇MHzのものに限る。） 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三五dBm以下の値 3　1及び2に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	一、八三九・九MHz以上一、八四四・九MHz未満
	1　一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値 2　1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値	一、八四四・九MHz以上一、八七九・九MHz以下
	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下
	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下
	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）四一dBm以下の値	一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下
	1　七一八MHzを超え七二三・三三MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）三〇dBm以下の値	二、一五四MHz以上二、一七〇MHz以下
	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	二、一一〇MHz以上二、一五四MHz未満
	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	二、一一〇MHz以上二、一五四MHz未満
	2　1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇dBm以下の値	

注1　九kHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八三九・九MHz未満、一、八七九・九MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え一二・七五GHz未満の周波数帯については、五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz以上、一〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz以上、一五MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五MHz以上、二〇MHzをチャネル間隔とする送信装置にあっては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2　注1の規定にかかわらず、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあっては、八六〇MHz未満又は八九〇MHzを超える周波数帯において、送信周波数帯域（当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は二七・四二五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

○総務省告示第四百七十四号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第四項、第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ、別表第二号第12の5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

第三項を削る。

第四項第一号中「（時分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）」を削り、同項を第三項とし、第五項を第四項とし、第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。